

令和4年度

かつらぎ町水道事業会計
決算審査意見書

かつらぎ町監査委員

(写)

か監第0818002号

令和 5年 8月18日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則 様

かつらぎ町監査委員

森 下 悦 男

浦 中 隆 男

令和4年度かつらぎ町水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により、審査に付された令和4年度かつらぎ町水道事業会計決算について、審査した結果、次のとおり意見を付して提出します。

1 審査の対象

令和4年度かつらぎ町水道事業会計決算

2 審査の期日

令和5年8月3日

3 審査の場所

かつらぎ町役場 第2委員会室

4 審査の手續

審査に付された決算書類及び決算附属書類が、地方公営企業法、その他関係法令に従って作成され、経営成績及び財政状態が正確に表示されているか、事業の運営が経営の基本原則（企業の経済性の発揮、公共の福祉の増進）に基づいて行われているかを主眼に審査するため、決算関係書類を照合するとともに、担当職員の説明を聴取し、経営状況を把握するため計数の分析を行った。

5 審査の結果

審査された決算書類及び決算附属書類は、地方公営企業法、その他関係法令に従って作成され、経理状態、財産状態及び経営成績は、適正に表示され、計数的にも正確であり、内容も正当であることを確認した。

1 水道事業会計の概要

(1) 決算報告書（消費税及び地方消費税込み）

【収益的収入及び支出】

（単位：千円）

区 分	令和4年度	令和3年度	前年度比
営業収益	270,952	283,805	△12,853
営業費用	362,246	363,697	△ 1,451
営業外収益	131,062	143,915	△12,853
営業外費用	11,270	18,340	△ 7,070
附帯事業収益	1,412	1,412	0
附帯事業費用	2,936	2,873	63

【資本的収入及び支出】

（単位：千円）

区 分	令和4年度	令和3年度	前年度比
収入	95,969	86,991	8,978
支出	253,154	191,953	61,201
差し引き額	△ 157,185	△ 104,962	△ 52,223

令和4年度不足する額157,185千円は、過年度分損益勘定留保資金109,628千円、建設改良積立金取崩額30,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額17,557千円で補填されている。

(2) 損益計算書（消費税及び地方消費税抜き）

【営業収支】

（単位：千円）

区 分	令和4年度	令和3年度	前年度比
営業収益	246,523	258,149	△ 11,626
営業費用	351,461	352,923	△ 1,462
営業利益（△は損失）	△ 104,938	△ 94,774	△ 10,164

【経常収支】

(単位：千円)

区 分	令和4年度	令和3年度	前年度比
営業外収益	130,344	142,700	△ 12,356
営業外費用	13,515	13,126	389
附帯事業収益	1,302	1,303	△ 1
附帯事業費用	2,670	2,612	58
経常利益(△は損失)	10,523	33,491	△ 22,968

【総収支】

(単位：千円)

区 分	令和4年度	令和3年度	前年度比
総 収 益	378,960	402,400	△ 23,440
総 費 用	367,866	368,690	△ 824
純 利 益(△は損失)	11,094	33,710	△ 22,616

(3) 主な指標

事 項	令和4年度	令和3年度	前年度比
計画給水人口 ①	18,407 人	18,407 人	0 人
給水人口 ②	14,909 人	15,146 人	△ 237 人
普及率(対計画給水人口) ②/①	81.00%	82.28%	△ 1.28%
給水戸数	6,618 戸	6,595 戸	23 戸
配水量 ③	1,814,204 m ³	1,914,503 m ³	△ 100,299 m ³
有収水量 ④	1,307,679 m ³	1,372,760 m ³	△ 65,081 m ³
有収率 ④/③	72.08%	71.70%	0.38%
給水原価 ⑤	218.72 円/m ³	205.72 円/m ³	13.00 円/m ³
供給単価 ⑥	186.72 円/m ³	186.71 円/m ³	0.01 円/m ³
料金回収率 ⑥/⑤	85.37%	90.76%	△ 5.39%

(4) 企業債の概況

企業債残高は1,031,513千円であり、これに対する企業債利息の支払見込み額は95,865千円となる。

(5) 水道料金の徴収状況

(単位:%)

区 分	令和4年度	令和3年度	前年度比
現年度分徴収率	98.70	99.13	△ 0.43
過年度分(実質徴収分)	9.91	12.11	△ 2.20
合計徴収率	87.78	87.56	0.22

2 決算審査意見

(1) 滞納措置について

水道料金の滞納状況をみると、未収金約3,700万円で多額となっている。納付については、現年納付を優先しているが、過年度納付の徴収率が低くなっている。滞納者に対しては、法律に基づく給水停止を行い、一定の収納成果を上げているが、回収作業により一層の力を注いでいただきたい。また、回収不能に関しては、近隣市町が定めている債権管理条例等の制定も検討し、時効が過ぎた分から不納欠損処理を行うなど、法的手段を決断するとともに、新たな未納額発生防止に向けての取り組みを強化し、より一層の収入確保に努められたい。

(2) 漏水対策について

水道管の布設から30年以上が経過し、漏水箇所も見られる中、漏水調査や修繕を行いながら、計画的に石綿管や老朽管及び公共下水道普及に伴う水道管の布設替え工事を進めているが、今後も水道水の安全を確保するため、財政状況を踏まえながら、より一層、積極的に計画を進め、健全な水道事業の運営と住民福祉の向上に努められたい。

(3) 経営の効率化について

料金水準の妥当性を示す料金回収率は、前年度より5.39ポイント減の85.37%となっている。これは家庭用以外の有収水量が大きく減少していることや、新型コロナウイルス感染症対策として基本料金の3か月減免を行ったことによる給水収益の減少も一因としているが、令和2年度までは100%以上であった。令和3年度以降は、経営の効率性の水準とされる100%を下回っており、今後は原因の分析を詳細に行い、経営の効率化を図れるよう取り組まれたい。

